

平成19年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成19年9月21日 午後2時16分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君
10番	寺 田 和 郎 君		

1. 欠席議員

1番 河原井 大介 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	岩間伸博
教育長	三村亮一
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長補佐	岩上和夫
下水道課長	高橋洋造
会計課長(会計管理者)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
書記	鯉淵和己
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第3号

平成19年9月21日(金曜日)

午後2時00分開議

- 日程第3 議案第43号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第44号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第45号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第47号 町道路線の認定について

- 日程第 8 議案第48号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第49号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第50号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第51号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第52号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第53号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第54号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第56号 平成18年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第17 議案第57号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第58号 平成18年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第59号 平成18年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第60号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第21 議案第61号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第22 議案第62号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第23 議案第63号 平成18年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第24 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第25 陳情第5号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
- 日程第26 陳情第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
- 日程第27 報告第16号 議会広報委員会先進地視察研修報告書
- 日程第28 報告第17号 城里町患者輸送用自動車管理規制を廃止する規則
- 日程第29 報告第18号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則
- 日程第30 報告第19号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

追加日程

- 発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書について

発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について

1. 本日の会議に付した事件

議案第43号

議案第44号

議案第45号

議案第46号

議案第47号

議案第48号

議案第49号

議案第50号

議案第51号

議案第52号

議案第53号

議案第54号

議案第56号

議案第57号

議案第58号

議案第59号

議案第60号

議案第61号

議案第62号

議案第63号

請願第2号

陳情第5号

陳情第6号

報告第16号

報告第17号

報告第18号

報告第19号

追加日程

発議第4号

発議第5号

午後 2時16分開議

議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は17名です。欠席、1番河原井大介君、ほか全員出席であります。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

なお、都市建設課長小林修一君が欠席のため、都市建設課長補佐岩上和夫君が出席しております。

傍聴人はございません。

議案第43号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） それでは、本日は議案の質疑から入ります。

初めに、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第44号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第45号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、議案第45号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第46号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

議長（小林 宏君） 次に、議案第46号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第47号 町道路線の認定について

議長（小林 宏君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第48号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第48号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第49号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第49号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第50号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第50号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第51号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第51号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第52号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第52号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第53号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第53号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

議案第54号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（小林 宏君） 次に、議案第54号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

議案第56号 平成18年度城里町一般会計決算認定について

議案第57号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第58号 平成18年度城里町老人保健特別会計決算認定について

議案第59号 平成18年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第60号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第61号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第62号 平成18年度城里町簡易水道事業特別会計決算認定について

議案第63号 平成18年度城里町水道事業会計決算認定について

議長（小林 宏君） 次に、決算特別委員会に付託されておりました議案第56号 平成18年度城里町一般会計決算認定についてないし議案第63号 平成18年度城里町水道事業会計決算認定についての審議の結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

16番決算特別委員長阿久津尚一君。

〔決算特別委員長阿久津尚一君登壇〕

決算特別委員長（阿久津尚一君） 決算特別委員長として、決算審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

報告に入ります前に、3つほどお断りを申し上げます。

その1つは「議案番号」、2つは「平成18年度」、3つ目は「城里町」、本日報告の固有文言でありますので、時間の都合その他で省略いたしたいと存じますので、よろしくご了承くださいます。

なお、議長あて報告書写しが、別添のとおりお手元に配付されておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。

それでは、報告に入ります。

決算特別委員会に付託されました議案第56号 一般会計から特別会計6種8類、議案第63号水道事業会計に至ります8種10類の歳入決算額は168億7,000余万円であり、歳出決算額165億6,000余万円の審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案の内容につきましては、それぞれの議案により、各所管委員会に審査をお願いいたしました。

総務常任委員会には一般会計決算の所管分についてお願いし、教育民生常任委員会には一般会計決算の所管分、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計決算及び介護保険特別会計決算についてお願いをいたしました。産業建設常任委員会には一般会計の所管分、公共下水道事業特別会計決算、農業集落排水事業特別会計決算、簡易水道事業特別会計決算及び水道事業会計決算についてお願いをいたしました。

それでは、総務常任委員会での審査の経過と結果について、常任委員長より報告がありましたので申し上げます。

当委員会は、9月12日、役場委員会室において開催されました。

出席者は、小坏委員長、寺田副委員長、小松崎、桐原、関の各委員と小林議長、小職であります。執行部から総務課長、企画財政課長、税務課長及び会計課長と各課長補佐6名、議会事務局より三村事務局長と小林補佐が出席しました。

審査方法については、一般会計決算について所管分をそれぞれ担当課長から事項別明細書により歳入歳出の順に説明を受け、審査に入りました。

審査の過程で質疑の対象となった主な事項を申し上げたいと存じます。

総務課所管の歳入につきましては、特にありませんでした。

歳出では、桂村時代に水難事故があったためのために、村で補助をして小型船舶の免許を取得した制度があったが、城里町での対応についての質疑がございました。

企画財政課所管の歳入では、不動産貸付収入の収入未済額の件数、現在の貸し付け状況について質問があり、行財政財産使用料でホロルの湯とか、物産センターのように指定管

理者に委託している施設で、建物内に物品等の使用料を徴収しているのはおかしいのではないかなどの質疑がありました。

歳出では、統計調査員を委嘱する場合の選定方法等について質疑がありました。

税務課所管の歳入では、18年度決算で収入未済額1億6,500余万円のうち、実際に収入可能な滞納額は幾らぐらいか、今後の滞納者に対しての徴収対策について、また、特別土地保有税が不納欠損されているが、その内容についてなど質疑があり、地方交付税等の財源が少なくなっている状況の中で、滞納額が少しでも減るように滞納整理に最大の努力をしてもらいたいという意見がございました。

歳出については、特に質疑はなく、会計課所管分についても質疑はありませんでした。

続きまして、教育民生常任委員会での審議の経過と結果について、常任委員長より報告がありましたので申し上げます。

当委員会は、9月13日、役場委員会室において開催されました。

出席者は、三村委員長、小林副委員長、玉川、飯村、小林 宏の各委員と議長が委員を兼ね、小職であります。河原井委員は病気のため欠席されました。執行部からは、町民課長、保険課長、健康福祉課長及び教育委員会事務局長と課長、局長補佐8名、議会事務局より三村事務局長と桑野書記が出席しました。

審査の方法については、一般会計決算所管分ないし介護保険特別会計決算の順に、それぞれの担当課長から事項別明細により歳入歳出の順に説明を受け、審査に入りました。

一般会計決算の所管分につきましては、町民課所管の歳入では、常住人口の調査委託金はどのように使われているのか質疑がありました。

歳出では、交通安全対策費の需用費744万円は、需用費としては多いと思うが、内容についてはどうなのかという質疑がございました。

保険課所管の歳入では、老人保健事業補助金で、収入未済額、次年度繰越金について国庫補助金は入っているのか、今年中に入るのかなどの質疑がございました。

歳出では、医療福祉費の扶助費で、制度改正に伴い2,200万円の減額を補正したが、制度がどのように変わって減額となったのかなど質疑がありました。

健康福祉課所管の歳入では、保育料の負担金で滞納に対してどのような対応をしているのか質疑がありました。

歳出では、各種予防接種事業で、疾病の事前予防、流行予防とあるが、どのような病気なのか質疑がありました。

教育委員会事務局所管の歳入では、給食事業の収入で、収入未済額は17年度と比べ人数、金額の増減はどのくらいか、収納を図るための制度改正は効果があったのかどうか質疑がございました。

歳出では、図書館の新館の利用率はどのくらいか、町内の各給食センターで使用している米が違うが、統一できないのかなどの質疑がありました。

次に、国民健康保険特別会計決算の事業勘定の歳入では、国保の加入世帯の18%が滞納しているが、各市町村間で広域化する必要があるのではないかと意見がありました。

歳出では、人間ドック、脳ドック1件当たりどのくらいの補助をしているのか、件数には限度があるのかなど質疑がございました。

次に、老人保健特別会計決算では、歳入歳出ともに質疑はなく、続く、介護保険特別会計決算の歳入でも質疑はありませんでした。しかし、歳出では、介護認定審査費の役務費で、主治医の意見書は何件くらいあるのか、介護状態に応じて申請してからサービスを受けるまでの期間を短縮してもらえないかなど質疑と要望がございました。

続きまして、産業建設常任委員会での審査の経過と結果について、常任委員長より報告がありましたので申し上げます。

当委員会は、9月14日、役場委員会室において開催されました。

出席者は、根本委員長、南條副委員長、鯉淵、松崎、杉山、阿久津則男の各委員と小林議長、小職であります。執行部からは、産業振興課長、農業委員会事務局長、都市建設課長、下水道課長及び水道課長と各課長、局長補佐等10名、議会事務局より三村事務局長、鯉淵書記が出席しました。

審査の方法については、一般会計決算所管分、公共下水道事業特別会計決算ないし水道事業会計決算の順に行いました。

それぞれの担当課長より歳入歳出の順に説明を受け、審査に入りました。

審査の過程で質問の対象となった主な事項を申し上げます。

産業振興課所管の歳入はありませんでしたが、歳出では、自治金融の利子補給金額が増加した場合の対応について、指定管理者への委託している各施設の契約内容等について質疑がありました。

都市建設課所管の歳入は特にありませんでした。歳出では、徳蔵緑地広場の老朽化している遊具の取り扱いについて、工事実施箇所に隔たりがあるのではないかと質疑がありました。

下水道課所管の歳入では、合併浄化槽設置補助事業の実施件数と制度の周知方法について質疑がありましたが、歳出では特にありませんでした。

農業委員会事務局の歳入では、農用地利用集積事業補助金の交付件数、交付者数、地区名について質疑がありました。

歳出では特に質疑はなく、公共下水道特別会計決算についても、歳入歳出ともに質疑はありませんでした。

次に、農業集落排水事業特別会計決算について、負担金の未済内容の詳細と土質調査の実施の詳細について質疑があり、申請用紙等についても統一する必要があるのではないかと意見がありました。

次に、簡易水道事業会計の決算では、滞納の状況と給水数が減少する中で、給水量が増

加している理由について質疑があり、水源が確保されているならば、企業等に減免措置を講じて推進してはどうかという意見がありました。

最後に、水道事業会計決算では、水道料金の統一化に向け、取り組みと状況について質疑がありました。

以上、常任委員会における所管の審査の経過と結果について報告をいたしました。各常任委員会所属の特別委員は、精力的かつ慎重な審査により、活発な質疑・意見等が発言されております。執行部におかれましては、各常任委員会での指摘事項について、今後十分検証され、より以上の効果が上がるよう努力されますことを申し添え、決算特別委員長としての報告といたします。

蛇足になり大変恐縮に存じますが、各常任委員長並びに議長、決算副委員長に特段のご協力をいただきましたことに対し深謝申し上げます、厚くお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成19年度城里町議会決算特別委員会報告書が、決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

議長（小林 宏君） これより討論に入ります。

議案第43号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第45号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第57号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第58号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第59号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第60号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第61号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第62号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

議長（小林 宏君） 次に、議案第63号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

議長（小林 宏君） これより採決に入ります。

議案第43号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第44号 城里町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第45号 城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第46号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第47号 町道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第48号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第49号 平成19年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第50号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第51号 平成19年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第52号 平成19年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第53号 平成19年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第54号 平成19年度城里町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第56号 平成18年度城里町一般会計決算認定について

を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第57号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第58号 平成18年度城里町老人保健特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第59号 平成18年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第60号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小林 宏君） 次に、議案第61号 平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

請願第2号については、ただいまの教育民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

日程追加

議長（小林 宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま11番三村由利子君外6名から、発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書について

議長（小林 宏君） 追加日程第1、発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

発議第4号

平成19年9月21日

城里町議会議長 小林 宏 様

提出者 三 村 由利子

賛成者 小 坏 孝

賛成者 根 本 正 典

賛成者 鯉 淵 秀 雄

賛成者 小松崎 三 夫

賛成者 阿久津 尚 一

賛成者 飯 村 吉 伊

教育予算の拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

現在、多くの都道府県で児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

茨城県でも「のびのび茨城っ子プラン」として、小学校1・2学年で少人数学級やチーム・ティーチングによるきめ細かな指導ができるよう、学級編制の弾力化等県単独事業を実施しています。

しかし、義務教育費国庫負担金の割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつあります。一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。

自治体の財政力や保護者の家庭の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

日本の教育予算はGDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べ脆弱と言わざるを得ません。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要があります。

そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

こうした理由から、政府においては次の事項を実施するよう要望する。

義務教育第8次、高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。

義務教育費国庫負担金制度について制度を堅持すること。

学校施設整備費、就学援助、奨学金など教育予算の拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

教職員に人材確保するため、教職員給与の財源確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9 月

茨城県東茨城郡城里町議会

議長（小林 宏君） 続いて、提出者であります11番三村由利子君より、発議第4号の趣旨説明を求めます。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） 発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

ご承知のように、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。現在、多くの都道府県で児童・生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されており、茨城県でも小学校1・2年生を対象に学級編制の弾力化等県単独事業を実施しております。

しかし、義務教育費国庫負担金の割合が2分の1から3分の1に縮小、地方交付税削減、厳しい地方財政状況などから、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差が広がりつつあります。自治体の財政力などにより子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。そのため、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があると思います。

以上、教育予算の拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げ、議員各位のご賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） これより、発議第4号 教育予算の拡充を求める意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に關係各大臣あてに提出させます。

陳情第5号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書

陳情第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書

議長（小林 宏君） 次に、日程第25、陳情第5号及び日程第26、陳情第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を議題といたします。

本案は、9月11日に、産業建設常任委員会に付託されたものであります。産業建設常任委員長の報告を求めます。

15番産業建設常任委員長根本正典君。

〔産業建設常任委員長根本正典君登壇〕

産業建設常任委員長（根本正典君） 産業建設常任委員会を代表いたしまして、今定例会に提案されました陳情第5号ないし第6号 悪徳商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書の取り扱いについて報告いたします。

9月11日、本委員会に付託された陳情第5号ないし第6号につきまして、9月14日、委員会を開催し審議いたしました。

なお、この2件につきましては、陳情理由、文言等に多少の違いはありますが、趣旨は同一であると考え、一括審議といたしました。

その結果、広く普及しているクレジット契約は、利便性がある一方、顧客の支払い能力を超える契約が繰り返されるなど、強引・悪質な販売と結びつく深刻な被害を引き起こすことにもなります。

当町においても、このような被害を防止するためには、取引の適正化を実現するための法制度の整備が必要であると考え、全会一致で採択と決定をいたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

陳情第5号及び陳情第6号は、ただいまの産業建設常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号及び陳情第6号は採決することに決定いたしました。

日程追加

議長（小林 宏君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま15番根本正典君外6名から、発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について

議長（小林 宏君） 追加日程第2、発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についてを議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

発議第5号

平成19年9月21日

城里町議会議長 小林 宏 様

提出者 根本 正 典
賛成者 小 坏 孝
賛成者 三 村 由利子
賛成者 鯉 淵 秀 雄
賛成者 小松崎 三 夫
賛成者 阿久津 尚 一
賛成者 飯 村 吉 伊

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払い商品で購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具になるものである。

現在、クレジット会社の与信調査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢、性別を問わずクレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であるといえる。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に

向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には、法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、城里町議会は、国及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

1．過剰与信規制の具体化。

クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2．不適正与信防止義務と既払い金返還義務。

クレジット会社には、悪質販売行為等のクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく販売契約が無効、取り消し、解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民間共同責任を規定すること。

3．割賦払い要件と政令指定商品制の廃止。

1から2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4．登録制の導入。

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月

茨城県東茨城郡城里町議会

議長（小林 宏君） 続いて、提出者であります15番根本正典君より、発議第5号の趣旨説明を求めます。

15番根本正典君。

〔15番根本正典君登壇〕

15番（根本正典君） それでは、発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書についての趣旨説明を申し上げます。

クレジット契約は、その利便性により広く普及している一方で、悪質な販売方法と結びつく深刻な被害を引き起こすこととなります。クレジット会社の与信調査の甘さから、高齢者等に対する支払い能力を超える販売が繰り返されるなど、詐欺的商法の被害が絶えない状況であります。

このようなことから、当町においても被害を未然に防止し、安心・安全なクレジット契約が提供されるよう、クレジット会社の責任において取引適正化を実現する法制度の整備を早急に行うよう、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を衆議院議長ほか関係各大臣

に提出すべきと思います。議員各位にご賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。
議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） これより、発議第5号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小林 宏君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、意見書は、議会事務局長に衆議院議長ほか関係各大臣あてに提出させます。

報告第16号 議会広報委員会先進地視察研修報告書

議長（小林 宏君） 次に、日程第27、報告第16号 議会広報委員会先進地視察研修報
告書を議題といたします。

広報委員長より報告を求めます。

16番議会広報委員長阿久津尚一君。

〔議会広報委員長阿久津尚一君登壇〕

議会広報委員長（阿久津尚一君） 議会広報委員会を代表いたしまして、ご報告申し上
げます。

本委員会は、親しみやすい読みやすい紙面づくりと編集技術の向上を目的とし、岩手県
藤沢町議会広報調査特別委員会の編集の方法や発行状況について調査し、意見交換をして
まいりました。

藤沢町の議会広報は、審議内容や議会活動を町民にわかりやすく情報提供するために、
大き目の文字で平易な文章を用いて、関連する写真、バランス等を考慮し、有効に活用し
て編集されておりました。これらを踏まえて、本町議会広報も町民に議会活動や行政の動
きを広く知っていただけるよう、読みやすく親しみやすい広報づくりに努めてまいります。

以上、概要を申し述べさせていただきましたが、詳しくはお手元に議長あて報告書の写
しが添付配付してあります。どうぞ高覧いただきますようお願い申し上げ、委員長報告
といたします。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 大変お疲れさまでした。今後とも町民に愛され、親しまれる広報
紙の発刊にご尽力をお願いいたします。

報告第17号 城里町患者輸送用自動車管理規則を廃止する規則

報告第18号 城里町職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

報告第19号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

議長（小林 宏君） 次に、日程第28、報告第17号 城里町患者輸送用自動車管理規則を廃止する規則ないし日程第30、報告第19号 月例出納検査報告については、後ほどご熟読をお願いいたします。

以上で、本定例会に付議されました議案はすべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

平成19年第3回定例議会が9月11日より開会になりましたが、執行部よりご提案申し上げました全議案につきまして、お認めをいただきまして、まことにありがとうございました。

本定例議会の中で、4名の方々から一般質問がございました。また、決算審査等の中でもいろいろなご意見もいただきましたが、執行部といたしましては、それらを十分に踏まえながら今後の町政執行に当たってまいりたいと考えておりますので、議員各位にはなお一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

大変暑い日が続いて残暑が厳しいですが、議員各位におかれましては、十分ご自愛の上、なお一層のご活躍を心からご祈念を申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。

大変ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（小林 宏君） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会は11日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始極めて熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町長におかれましては、成立いたしました諸議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました各位のご協力に対し、心から感謝申し上げまして閉会の言葉といたします。

閉会の宣告

議長（小林 宏君） 以上をもちまして、平成19年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時21分閉会